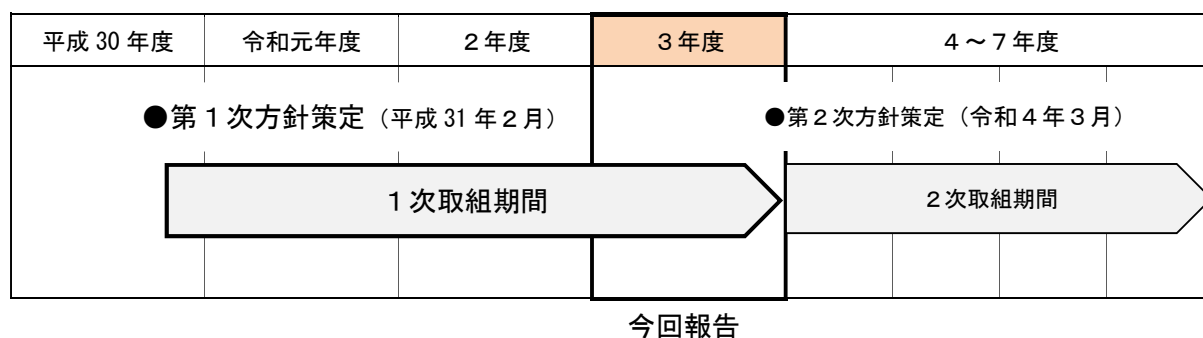


教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する 取組について【令和3年度】

川崎市教育委員会では、平成31年2月に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（以下「方針」という。）に基づき、教職員が心身ともに健康を維持し、やりがいや誇りを持ちながら業務を遂行できるように、また、業務の役割分担・適正化を着実にを行い、授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整備するなどの取組を推進してまいりましたので、令和3年度の取組について報告いたします。

なお、方針の取組期間（方針策定時～令和3年度）の終了を踏まえ、新たに令和7年度までの4年間を取組期間とする第2次方針を令和4年3月に策定し、引き続き教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進してまいります。



1 当面の目標に対する状況と課題

方針では、「過労死ライン」を超える時間外勤務をなくすことを目指し、「正規の勤務時間を超える在校時間（以下「時間外在校等時間」という。）が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする」という当面の目標を掲げ取組を開始しましたが、令和2年度から「1か月当たり45時間を超える教職員を減少させていく。」という目標を追加し、2本立ての目標とした上で、取組を進めてまいりました。

なお、第2次方針では、この当面の目標に代え、量的目標と質的目標を新たに設定し、取組を進めてまいります。

正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにするとともに、**45時間を超える教職員を減少させていく**

時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合（令和3年度・校種別）

80時間超えの割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	15.9%	3.3%	9.5%	0.1%	-	3.2%	4.2%	1.6%	0.3%	0.3%	1.2%	5.2%	3.8%
中学校	46.4%	35.9%	40.2%	15.9%	-	12.9%	38.4%	29.7%	20.4%	16.3%	13.6%	25.0%	24.6%
特別支援学校	6.7%	3.2%	4.2%	1.3%	-	1.6%	1.0%	0.3%	0.3%	0.3%	1.0%	1.3%	1.8%
高等学校	21.7%	16.6%	23.2%	12.9%	0.6%	5.1%	14.6%	18.0%	9.2%	5.2%	3.4%	7.7%	11.5%

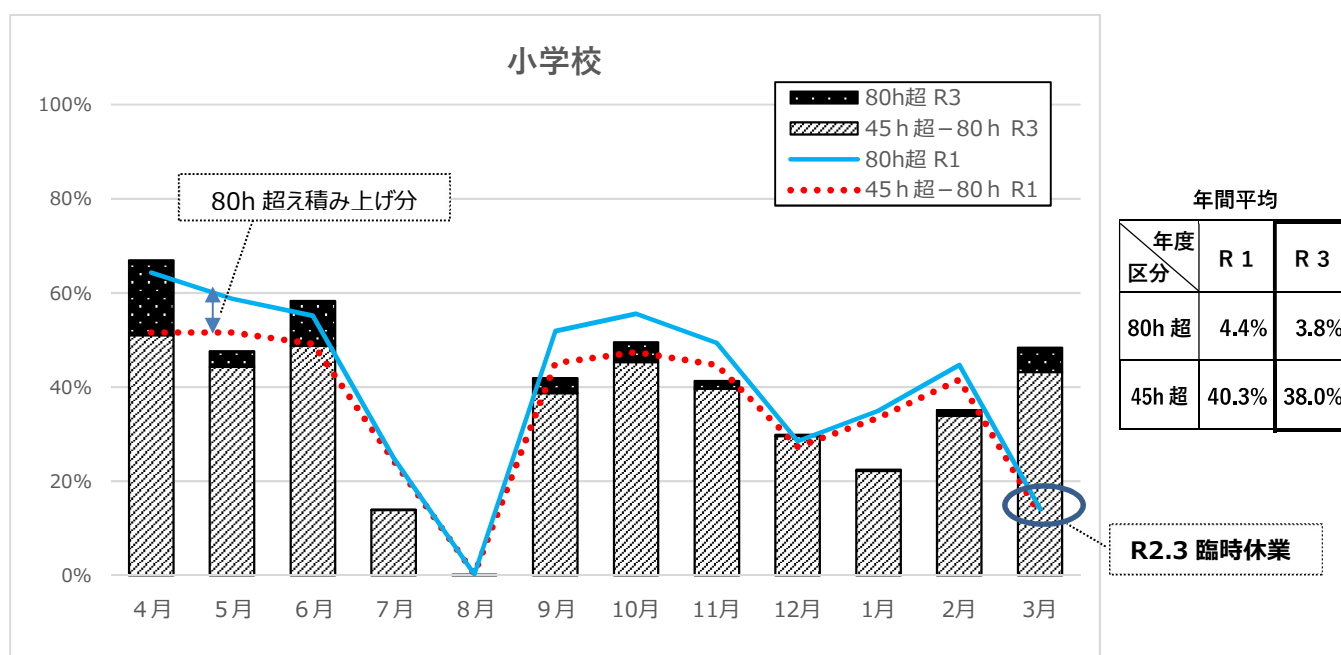
45時間超え（80時間超え含む。以下同じ）の割合

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
小学校	66.9%	47.6%	58.3%	14.1%	0.2%	42.0%	49.5%	41.3%	29.9%	22.5%	35.1%	48.4%	38.0%
中学校	80.3%	72.3%	76.6%	56.9%	0.8%	55.2%	73.8%	67.4%	61.7%	56.6%	54.0%	66.3%	60.2%
特別支援学校	43.9%	29.9%	32.6%	8.0%	1.0%	15.6%	23.5%	21.7%	12.8%	10.7%	17.2%	14.8%	19.4%
高等学校	51.0%	43.4%	52.4%	37.6%	5.9%	31.4%	45.1%	53.4%	36.5%	29.7%	21.8%	28.5%	36.4%

- ※ 教職員とは、正規（再任用含む。）の校長、教頭及び副校長、総括教諭（養護及び栄養含む。）、教諭（養護及び栄養含む。）及び実習助手を指す。以下同じ。
- ※ 時間外在校等時間とは、職員情報システムの出退勤管理の打刻データによる時間数から自己申告による自己研鑽時間を差し引いたもの。以下同じ。

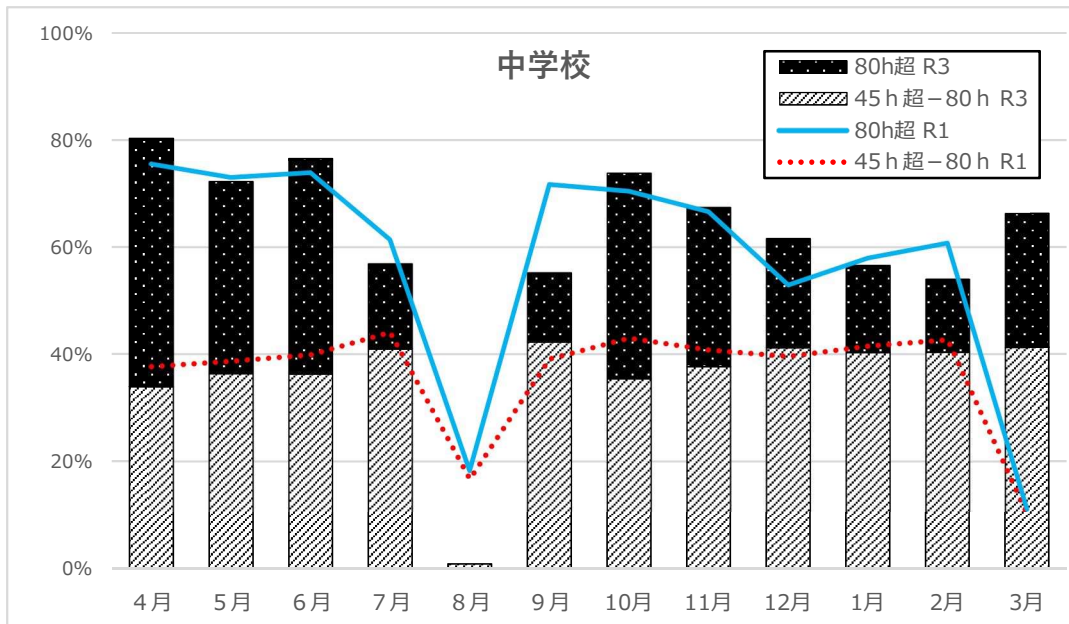
時間外在校等時間（月）45時間／80時間を超える教職員の割合の推移（令和3・元年度）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較



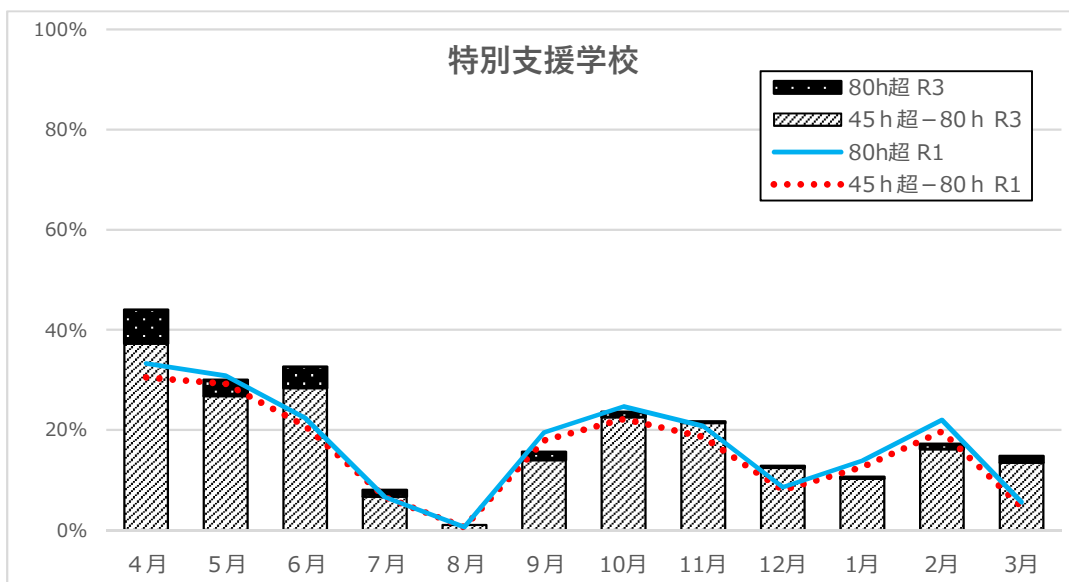
令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が減少しました。

80時間超の割合は、両年度とも4月の割合が最も高くなっており、その理由は、「授業準備」が最も多く、次いで「学年・学級経営」となっております。これは新年度への対応に伴う業務量増加や初任・異動等により授業準備に時間を要したことが要因であると考えられます。3月は令和元年度より大幅に増加していますが、これは令和2年3月が臨時休業期間であったためと考えられます。

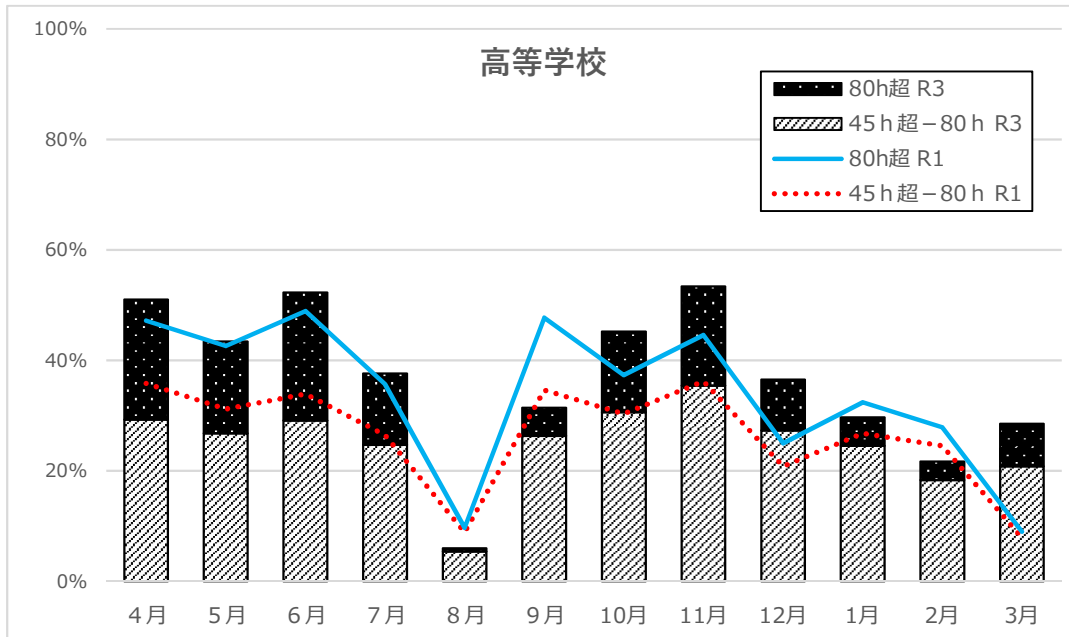


令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。

令和3年度の80時間超の割合は、4月から6月及び10月の割合が高くなっており、4月の80時間超の理由は、小学校同様「授業準備」が最も多く、次いで「学年・学級経営」となっています。6月及び10月の理由は、「部活動」が最も多く、次いで6月は「授業準備」、10月は「学校行事」となっています。8月及び9月は令和元年度より減少していますが、これは部活動停止期間（8月2日～9月20日）による部活動指導業務の減と考えられます。



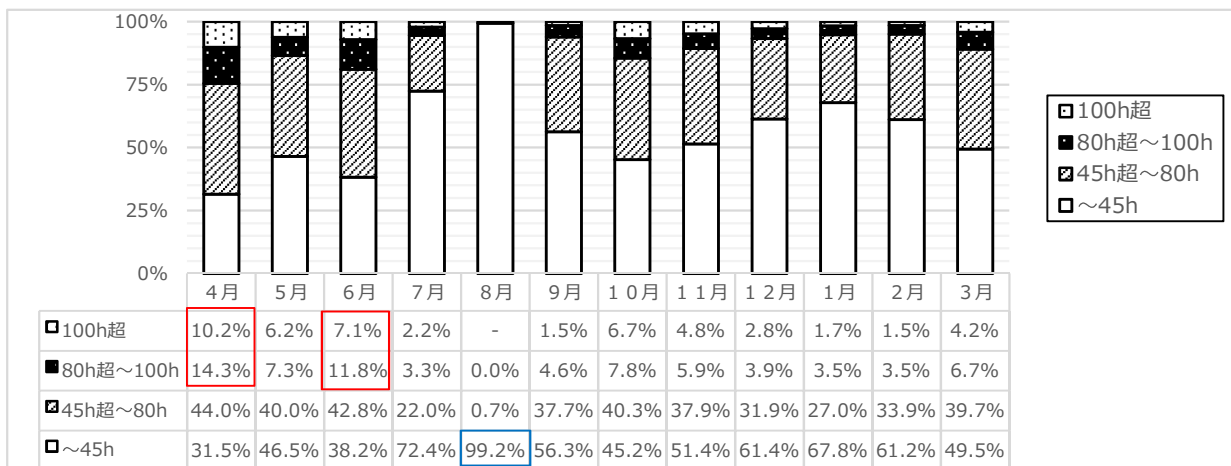
令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。令和3年度の80時間超の割合は、4月から6月の割合が高くなっており、4月の80時間超の主な理由は、「学年・学級経営」「授業準備」「会議・打ち合わせ」となっています。



令和3年度の年間平均は、80時間超、45時間超ともに令和元年度より割合が増加しました。

令和3年度の80時間超の割合は、4月、6月及び11月の割合が高くなっています。80時間超の理由は、年間を通じて「部活動」が最も多く、次いで「授業準備」となっています。

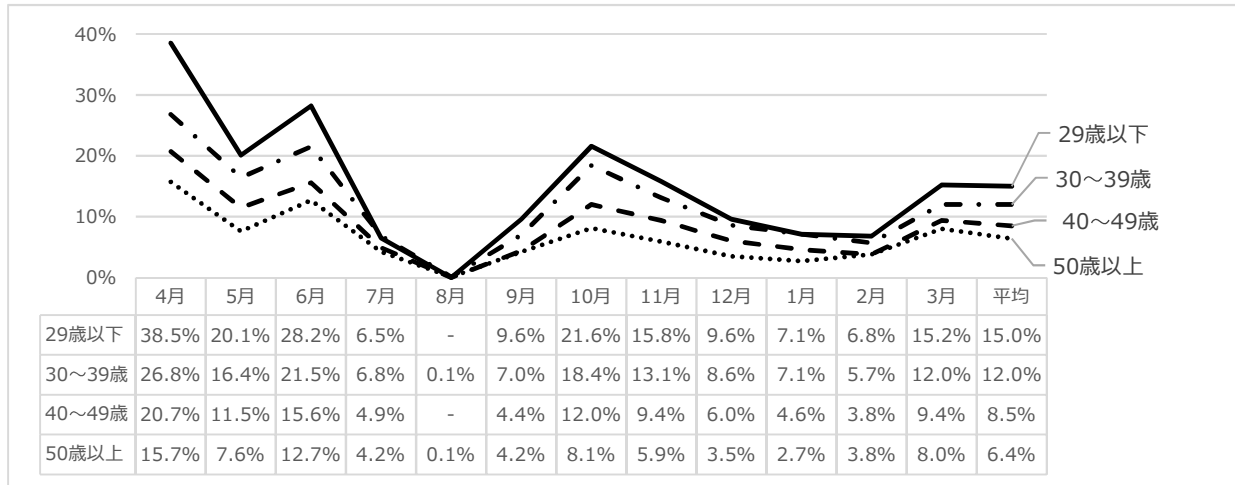
時間外在校等時間数ごとの教職員の割合（令和3年度・全校種）



1か月当たりの時間外在校等時間が80時間超の教職員の割合が最も高い月は4月の24.5%、次いで6月の18.9%となりました。

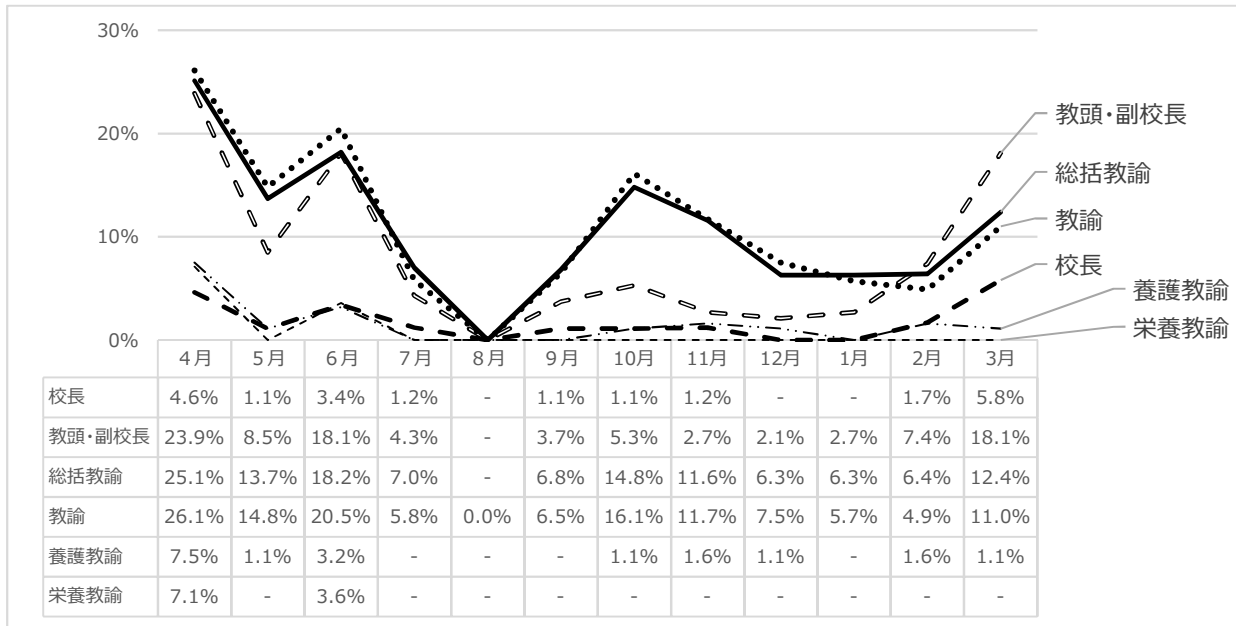
一方で、8月は99.2%の教職員が45時間以下となりました。

時間外在校等時間(月)が80時間を超える教職員の割合 (令和3年度・年代別)



「29歳以下」の教職員の割合が高くなっています。
 また、4月～6月、10月及び11月において、年代別の差が大きくなっています。「経験年数の浅い教員が、授業準備に時間を要する可能性があることが一因」であると考えられます。

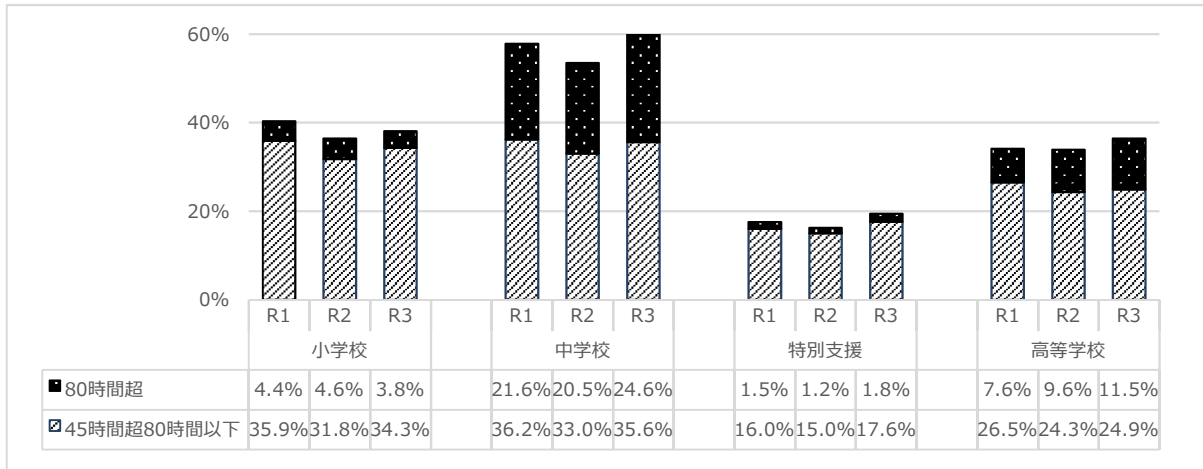
時間外在校等時間(月)が80時間を超える教職員の割合 (令和3年度・職名別)



※ 「総括教諭」及び「教諭」には養護及び栄養の総括教諭もしくは教諭を含まない。
 「養護教諭」は総括養護教諭を含み、「栄養教諭」には総括栄養教諭を含む。以下同じ。

「総括教諭」、「教諭」の割合が高く、4月～6月及び10月が特に高くなっています。
 「教頭・副校長」も、4月、6月及び3月の割合が高くなっています。

時間外在校等時間（月）45時間超～80時間/80時間を超える教職員の割合（令和元年度～3年度・校種別）



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の少ない令和元年度と比較すると、小学校では、両区分とも減少しましたが、他の校種では、「80時間超」の割合が高まっています。特に、中学校と、高等学校は、それぞれ3ポイント以上の増加となりました。

当面の目標の達成状況（令和元年度～3年度）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
80時間超をゼロにする	9.5%	9.4%	10.2%
45時間超を減少させる	43.7%	40.2%	43.3%

「80時間超」の割合は、令和元年度から2年度にかけて0.1ポイント減少したものの、令和3年度は0.8ポイント増加したことから、元年度からは0.7ポイントの増加となりました。

「45時間超」の割合は、令和元年度から2年度にかけて3.5ポイント減少したものの、令和3年度は3.1ポイント増加し、元年度からは0.4ポイントの減少となりました。

【留意事項】

- 臨時休業期間 令和2年3月4日～5月31日
- 分散登校期間 令和2年6月1日～6月12日
- 夏季休業期間短縮（令和2年度） 令和2年8月1日～8月16日に短縮
- 夏季休業期間延長（令和3年度） 当初予定から8月31日まで延長

時間外在校等時間の上限を超えた場合の事後検証（令和2年度勤務分）

国の指針を踏まえて制定した規則等で定める上限時間・月数を超えた場合に、各学校の業務や環境整備等の状況について、事後的に検証（以下「事後検証」という。）を実施。

次の上限を超えた場合について、学校長において検証を実施

- 1箇月において80時間 ※1
- 1年間において720時間 ※2
- 1年間において45時間を超えた月数6箇月 ※2

※1 教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針（平成31年2月川崎市教育委員会）における当面の目標

※2 川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年川崎市教育委員会規則第9号）

1 上限超過の主な要因

- (1) 教員特有の要因（児童・生徒下校後に授業準備、教材研究、採点業務及び成績処理等の業務を実施、所定の勤務時間外に部活動指導・引率、大会等の業務を実施）
- (2) 外的要因（勤務時間内に行うことのできない保護者対応、週休日等に行われる地域行事への参加）
- (3) 人的要因（経験年数の浅い教育職員の増加、産休育休取得者・病気休職者の代替職員の欠員）
- (4) 令和2年度特有の要因（新学習指導要領の全面实施・教科書の変更に伴う授業準備及び教材研究、GIGAスクール対応、新型コロナウイルス感染症関連）

2 主な縮減対策と効果

	縮減対策	効果
業務改善・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用による会議の削減・精選 ・学習発表会・作品展等の行事の精選 ・運動会の学年別平日開催 ・学年内での授業準備の分担化 ・教科担任制の導入・交換授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級事務、成績処理、教材研究等の業務に取り組む時間の確保 ・週休日の出勤の減少 ・授業準備・教材研究にかかる時間の削減
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員事務支援員・障害者就業員、部活動指導員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷・仕分け作業、消毒作業等にかかる負担の軽減 ・顧問の負担の軽減
その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーの設定 ・ノー部活デーの設定 ・勤務時間の適切な割振り ・年休取得奨励日の設定 ・職場環境改善研修・メンタルヘルス講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間を意識して仕事に取り組む職員の増加 ・定時退勤への抵抗感の解消・意識改革 ・定時退勤をしやすい雰囲気醸成

参考 時間外在校等時間（月） 45時間／80時間を超える教職員の割合（校種別・3か年）

小学校

【80時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	12.7%	7.2%	6.0%	0.5%	-	6.8%	8.2%	4.7%	1.1%	1.5%	3.1%	1.4%	4.4%
R2	0.3%	0.1%	8.9%	7.4%	0.1%	9.2%	11.9%	2.1%	1.9%	1.1%	2.6%	9.7%	4.6%
R3	15.9%	3.3%	9.5%	0.1%	-	3.2%	4.2%	1.6%	0.3%	0.3%	1.2%	5.2%	3.8%

【45時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	64.3%	58.8%	55.2%	24.9%	0.3%	51.9%	55.6%	49.4%	28.4%	34.9%	44.7%	14.2%	40.3%
R2	4.7%	1.3%	49.3%	52.4%	6.6%	54.6%	60.2%	42.8%	37.3%	31.1%	41.1%	57.2%	36.5%
R3	66.9%	47.6%	58.3%	14.1%	0.2%	42.0%	49.5%	41.3%	29.9%	22.5%	35.1%	48.4%	38.0%

中学校

【80時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	37.8%	34.3%	34.0%	17.3%	1.5%	32.6%	27.4%	25.8%	13.3%	16.4%	18.0%	0.9%	21.6%
R2	0.1%	-	12.0%	35.1%	7.5%	39.9%	38.4%	24.8%	18.8%	17.4%	21.6%	30.1%	20.5%
R3	46.4%	35.9%	40.2%	15.9%	-	12.9%	38.4%	29.7%	20.4%	16.3%	13.6%	25.0%	24.6%

【45時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	75.5%	72.9%	73.9%	61.4%	18.1%	71.7%	70.4%	66.6%	53.0%	57.9%	60.7%	10.9%	57.8%
R2	5.2%	2.5%	50.5%	71.5%	44.2%	74.3%	74.9%	65.6%	62.1%	59.6%	62.5%	70.3%	53.5%
R3	80.3%	72.3%	76.6%	56.9%	0.8%	55.2%	73.8%	67.4%	61.7%	56.6%	54.0%	66.3%	60.2%

特別支援学校

【80 時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	2.8%	1.6%	1.6%	-	-	1.6%	25%	22%	0.6%	1.3%	2.3%	1.0%	1.5%
R2	0.6%	0.6%	1.9%	1.6%	-	1.6%	1.6%	-	0.9%	1.3%	2.5%	2.2%	1.2%
R3	6.7%	3.2%	4.2%	1.3%	-	1.6%	1.0%	0.3%	0.3%	0.3%	1.0%	1.3%	1.8%

【45 時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	33.3%	30.7%	22.3%	6.6%	0.6%	19.5%	24.7%	20.8%	8.7%	13.9%	21.9%	5.5%	17.4%
R2	4.9%	2.2%	22.9%	26.8%	2.2%	20.8%	25.7%	18.7%	13.8%	15.2%	20.9%	21.0%	16.2%
R3	43.9%	29.9%	32.6%	8.0%	1.0%	15.6%	23.5%	21.7%	12.8%	10.7%	17.2%	14.8%	19.4%

高等学校

【80 時間超えの割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	11.4%	11.4%	15.0%	9.2%	0.8%	13.1%	7.0%	8.4%	4.2%	5.6%	3.4%	1.1%	7.6%
R2	3.7%	0.6%	6.5%	18.6%	7.6%	16.6%	19.4%	17.4%	9.6%	4.0%	3.1%	7.7%	9.6%
R3	21.7%	16.6%	23.2%	12.9%	0.6%	5.1%	14.6%	18.0%	9.2%	5.2%	3.4%	7.7%	11.5%

【45 時間超えの割合】

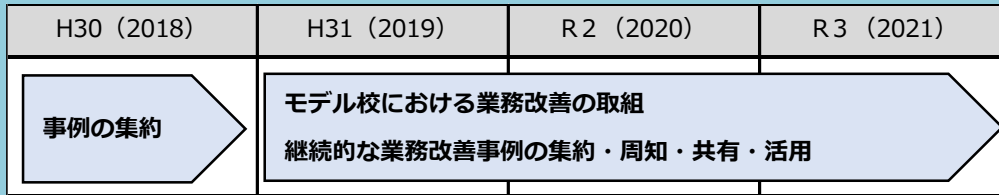
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	47.2%	42.6%	48.9%	35.7%	9.8%	47.8%	37.3%	44.7%	25.1%	32.5%	27.9%	9.0%	34.1%
R2	8.7%	5.9%	33.0%	51.1%	25.0%	51.8%	53.7%	47.8%	34.6%	34.0%	27.9%	32.8%	33.9%
R3	51.0%	43.4%	52.4%	37.6%	5.9%	31.4%	45.1%	53.4%	36.5%	29.7%	21.8%	28.5%	36.4%

2 令和3年度の取組等について

視点1 学校における業務改善・支援体制の整備

教員が本来業務に一層専念できるよう、教員以外の職員が担うことができる業務や、より効率化を図ることができる業務について、積極的に整理・工夫を推進し、支援体制を整備しています。

1-1 各学校における業務改善の支援



- 令和2年度の中学校3校の業務改善推進校の活動報告動画及び資料を共有
- 小学校14校、中学校7校を業務改善推進校に指定し、専門的知見を活用した業務改善を推進

業務改善推進校の取組状況

- ◇ 各学校の基礎データ、アンケート及び定性調査結果を分析し、学校の働き方に係る総合的な評価を、学校ごとに可視化
- ◇ 管理職向けワークショップで、評価結果に基づく自校の改善策を立案し実践
- ◇ 各学校の取組状況を基に事例集を作成

《会議関係》

- ・お知らせ事項を校務支援システムにあらかじめ投稿
- ・Google Classroom等を活用した資料共有
- ・ファイルをGoogleドライブで共有し、同時編集
- ・次第に議題ごとの目安の時間を記載

- ・ペーパーレス化の推進
- ・準備時間・会議時間の削減

《所見・週案等作成関係》

- ・成績処理日や事務日を設定
- ・週案・指導案・個別の指導計画の簡略化

- ・作業時間の確保
- ・作業の負担軽減

《ICTの活用》

- ・アンケートをGoogleフォームで実施
- ・お知らせや学校だより等をHPに掲載
- ・モニターや校務支援システムを活用した情報共有
- ・校務分掌等の情報をフォルダで共有

- ・作業(印刷・回収・集計等)の負担軽減
- ・ペーパーレス化の推進
- ・情報共有の効率化

《その他の取組》

- ・行事の見直し
⇒運動会や文化発表会を半日での実施に変更等
- ・「ノー残業デー」「ノー部活動デー」の実施
- ・年次休暇の取得促進
⇒年休取得しやすい日を設定し、月行事予定に入れて事前周知
- ・日課表の見直し
⇒休み時間や清掃の時間を見直し、最終下校時刻を前倒し



- ・準備時間の削減
- ・作業の負担軽減
- ・ワーク・ライフ・バランスの実現

➤ **特別支援学校スクールバスの GPS による位置情報管理システムの導入**

- ・令和3年4月から、各スクールバスに GPS の位置情報管理装置を搭載し、現在位置情報や遅延等の運行状況を把握するシステムを導入。令和3年10月から保護者への供用を開始。
⇒保護者からの問合せ対応の減、災害発生時の初動対応の迅速化

➤ **欠席連絡の ICT 活用、一斉メール配信の活用**

- ・ICT を活用した欠席等連絡システムの活用及び一斉メール配信による情報提供や簡単なアンケート機能の活用
⇒朝の欠席連絡等の電話対応の減少及びアンケート等の集計作業等の負担軽減

➤ **教職員の出席が必須となっている会議等の精査**

- ・教育委員会が主催する会議、研修のうち、教職員の出席が必須となっているものについて、開催の頻度や実施方法、内容等を精査

➤ **CMS (Contents Management System) を活用した学校等ウェブサイト管理**

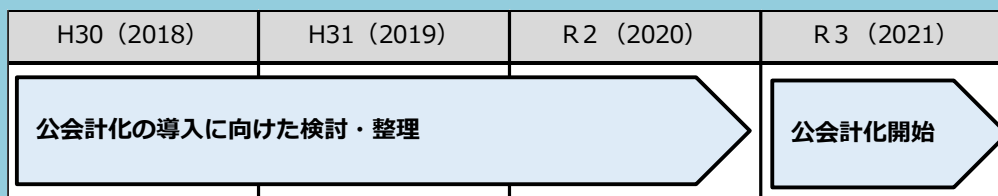
- ・令和3年4月から、CMS による学校ウェブサイトの運用開始
⇒更新作業の負担及び時間の軽減、公開の即時性向上

今後の予定

● **外部の専門的知見を活用した業務改善支援**

- ・専門的知見を活用し、全13校（小学校6校、中学校6校、特別支援学校1校）の業務改善推進校における改革推進者の養成及び学校管理職への働き方改革に対する意識啓発を実施

1-2 学校給食費の管理のあり方



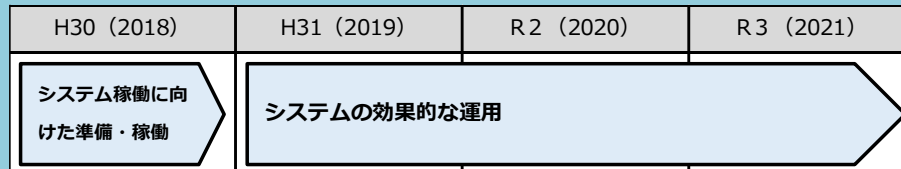
➤ 令和3年度から学校給食費の公会計化を実施

- ・ 給食費徴収システムの導入開始
- ・ 学校で行う業務に関するマニュアルの配付
- ・ 保護者へ周知を図るための、通知文発出と、ホームページ及び「教育だよりかわさき」による周知
- ・ 学校への事務手続きに関する説明会を開催

今後の予定

- 給食費徴収システムを活用した学校給食費徴収事務の更なる円滑な実施

1-3 就学援助事務のシステム化



- 平成31年4月から就学援助システムを本格稼働
- システムにより氏名等の入った申請書を出力し、市立小中学校へ入学予定又は在籍する世帯へ直接郵送するとともに、学校口座だけでなく保護者口座への直接振込を可能としたことによる学校対応作業の負担軽減

今後の予定

- 国の定める標準仕様書に準拠したシステムへの移行に対応する中で、教職員の負担軽減ができるよう検討調整を実施

1-4 地域住民等との更なる連携の推進

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
学校運営協議会を活用した保護者や地域との連携体制の構築 (H30:10校→H31:15校) 学校と地域との連携の在り方の検討・整理・実施			

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を拡充
 - ・新たに7校に学校運営協議会を設置して、コミュニティ・スクールを28校に拡充
 - ・学校運営協議会を活用して、学校運営及び学校運営支援を充実する取組

【2中学校区内の各学校に協議会を設置】



学校運営協議会の様子



- 【西高津中学校区3小1中】
 - ・高津小学校
 - ・下作延小学校
 - ・久地小学校
 - ・西高津中学校
- 【宮内中学校区2小1中】
 - ・宮内小学校
 - ・中原小学校
 - ・宮内中学校

- 地域と学校の連携体制の構築
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域教育会議（地域学校協働本部）を一体的に推進し、地域と学校の連携体制を構築するため、地域教育ネットワーク推進会議を開催（年3回）
 - ・学校と地域をつなぐ役割を担う、地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を10中学校区に配置

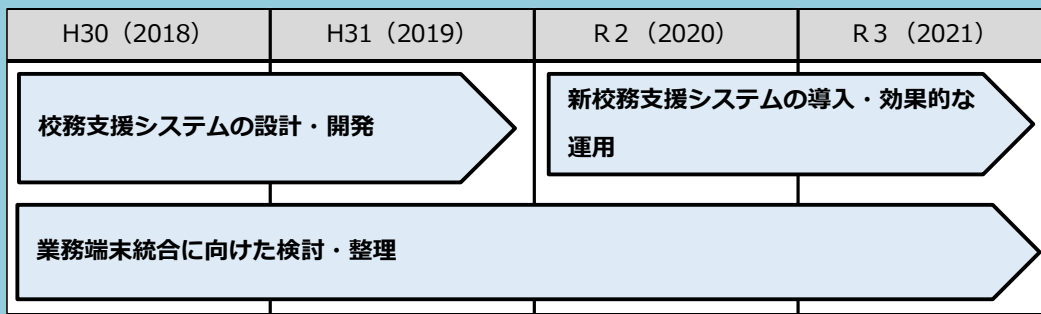


地域教育コーディネーター養成講座の様子

今後の予定 【拡充】

- 学校運営協議会を新たに28校設置して56校に拡充
- 地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置拡充

1-5 校務の情報化の更なる推進



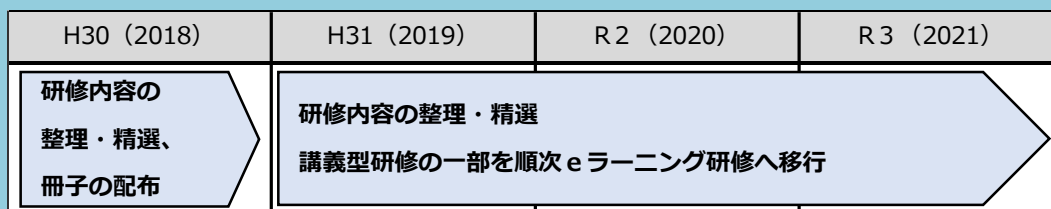
➤ 新校務支援システム稼働に伴う効果的な運用

- ・ヘルプデスクによる対応（通知表作成時期等は、受付時間を延長）
- ・新型コロナウイルス感染症拡大により訪問や集合による研修が困難なため、動画マニュアルを引き続き提供
- ・校務支援システムの更改に伴い追加された新たな帳票等の安定した提供
- ・業務端末統合に向けた検討・整理

今後の予定 【拡充】

- 校務支援システムの機能拡張による、各種マニュアルの提供及び研修の実施
- 中学校における学習指導要領の制度変更に伴う帳票等の引き続きの更改
- 児童生徒の情報一元管理に向けた機能拡張

1-6 研修体制の見直し



- 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び働き方・仕事の進め方改革の観点から研修内容に応じて教員が所属校において研修を受けられるよう GIGA 端末を活用した、単方向（動画配信等）及び双方向（ウェブ会議システム）型オンライン研修の積極的な実施（長期休業中における在宅勤務による受講を試行実施）

↓
研修会場までの移動時間等が大幅に削減
ライフワークに合わせた研修実施

今後の予定

- 研修の質を維持しながら、研修の内容に応じて、従来型の集合型研修と GIGA 端末等の ICT を活用したオンライン研修とベストミックスを図る

1-7 調査業務の見直し

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
調査手法の見直し	調査業務の見直しに向け継続的に検討・実施		

- 照会回答業務に関わる全教職員に庁内共有ファイルサーバの参照権限を付与し、利便性を向上（令和2年度）
- 教育委員会事務局と学校間での文書収受をより効率的に行えるよう、庁内共有ファイルサーバの適切な運用管理を実施
- 教育委員会事務局から学校へ定例的に発出する調査等の見直しの継続実施
 - ・調査の廃止、統合、回答項目や回数の見直し
 - ・学校への調査依頼の運用ルールについて、各所属及び学校に周知（回答方法の原則統一化、輕易な文書の校長印省略、回答ファイル名称の統一化等）

今後の予定

- 庁内共有ファイルサーバの効果的な運用について引き続き検討
- 学校ごとのローカルフォルダの活用方法等について、各種研修等を通じ学校に周知
- 調査業務の見直しの定期的な実施

1-8 留守番電話の設置

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
運用体制の検討	小学校・特別支援学校全校に設置	小学校・中学校・特別支援学校全校に設置	

- 小学校、中学校及び特別支援学校全校に留守番電話（自動音声メッセージ機能付）を設置（令和2年度に設置完了）
- 勤務時間外における留守番電話（自動音声メッセージ機能付）による対応を引き続き継続

【新規】 G I G A 端末を活用した学校業務の効率化の推進

《取組内容等》

- G I G A 端末を活用した、オンライン研修の実施や会議資料のペーパーレス化等、教職員の業務効率化に向けた支援等の実施
- 不登校の児童生徒に対する ICT を活用した学習支援の拡充

今後の予定

- G I G A 端末の活用や教育データ利活用等に向けた研修の実施
- 業務の効率化につながる取組事例の収集と共有
- 不登校児童向け「オンライン学習システム」の導入

【新規】 通知表に関する検討

《取組内容等》

- 「通知表の作成」が、学校現場における「負担感を感じる業務」として常に上位
- 国からの通知において、通知表の見直しの方向性を提示
- 一方、通知表には保護者への学習状況の伝達や指導方針の共有という役割もあり、慎重な検討が必要

今後の予定

- 通知表作成に係る教員の負担軽減に向け、保護者の理解を得ながら検討を実施

【新規】 押印の見直し及び連絡手段のデジタル化の推進

《取組内容等》

- デジタル時代に向け、全国的に書面主義、押印原則等の見直しが進展
- 保護者との連絡の迅速な情報共有及び学校・保護者相互の負担軽減に向け、保護者等に求める押印の見直しに合わせた、連絡手段のデジタル化を推進
- 事務局宛て・学校間の庁内文書の効率化も必要

今後の予定

- 押印の見直し及び連絡手段のデジタル化を推進
- 庁内文書の効率化に向けた見直しの実施

視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保

学校全体で対応を行うことで教育効果を高めつつ効率化も図ることができるよう、学校の組織力を充実させていく取組や、専門的な知見を持ち児童生徒に効果的な指導・助言が行える専門スタッフの効果的な配置などの人員体制の確保を進めていきます。

2-1 教育課題に対応した教職員配置の工夫

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
効果的な教職員配置の継続的な検討・実施			

- 小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えて配置

今後の予定 【拡充】

- 35人学級の推進や、教科担任制の導入、本市の教育課題に対応した加配定数の拡充や効果的な活用、学校の実情に沿った教職員配置の工夫を継続して実施

2-2 学校事務職員の能力活用

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
「学校業務相互支援事業」の継続 事務処理の適正化・効率化 業務の連携・分担、果たすべき役割の検討			

- 学校業務相互支援事業により、学校事務職員の知識・技能等の向上を促進
- 各区の中心となって業務を行う相互支援拠点校に、国の加配定数を活用して、相互支援組織の運営及び業務を総括する地区代表者を配置
- 教員の業務負担の軽減や学校事務機能の強化の視点から、学校事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画できるよう、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、職務内容を整理

今後の予定 【拡充】

- 引き続き、学校業務相互支援事業を実施
- 学校事務職員の質の向上や、事務機能の強化、連携・分担できる業務、果たすべき役割、学校間における職務内容の標準化に向けた執行体制等について検討

2-3 教職員事務支援員の配置拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
小学校 3校	小・中学校 28校	検証結果を踏まえた取組の推進	
効果の検証を踏まえた配置の検討			

- 令和2年度当初、小中学校76校配置予定のところ、国の補正予算を活用して配置校の拡充を行い、全ての小中学校に、教職員事務支援員又は同様の業務を担っている障害者就業員（チャレンジド・ワークス）を配置し、教員の負担軽減を図る体制を整備（令和3年2月）

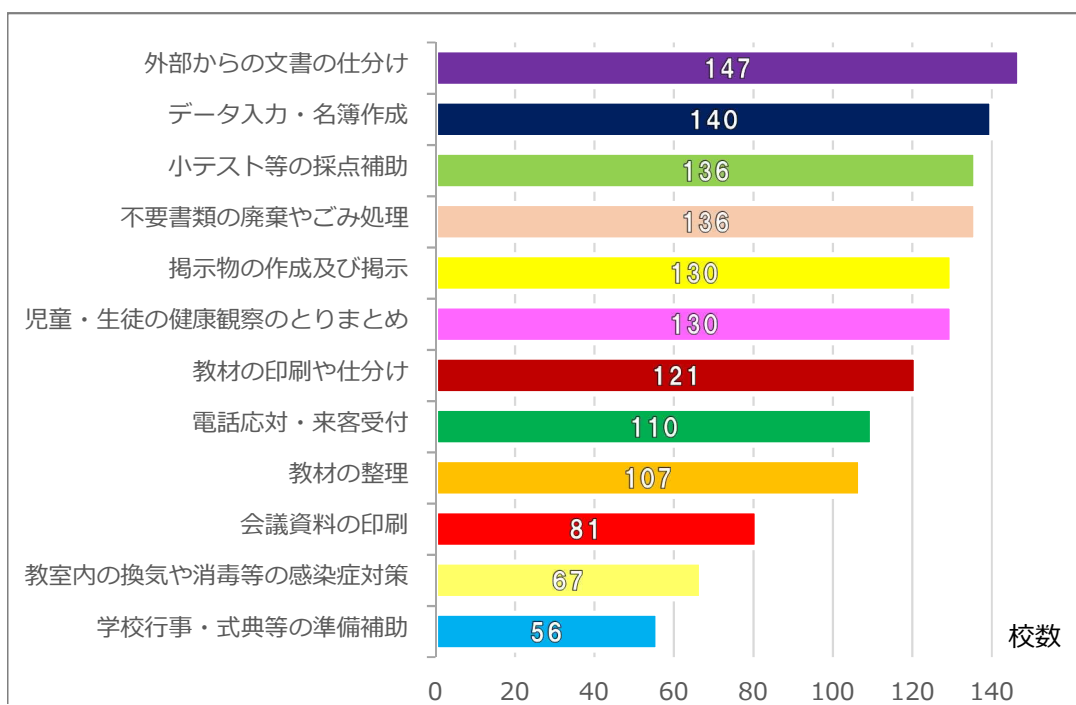
（教職員事務支援員：小学校104校、中学校44校）

（障害者就業員配置校：小学校10校、中学校8校）

- 「教職員事務支援員活用事例集」を改訂し、教職員事務支援員の業務内容や効果的な活用例を追加

教職員事務支援員活用事例集

〈積極的に活用されている業務〉



〈効果的な活用の紹介〉

- 業務のコーディネート役を担う教頭の近くに座席を置くことで、円滑に業務を遂行
- チェックリストや個別の業務依頼票を活用することで効率的な業務管理を行っている。
教頭の業務管理にも活用

教職員事務支援員活用事例集⇨



2-4 部活動指導員の配置拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
中学校 3校	中学校 7校	検証結果を踏まえた取組の推進	
効果の検証を踏まえた配置の検討			

- 中学校 51校に各1名を配置（計画は52校）
- 部活動指導員の業務内容
 - ・部活動の実技指導
 - ・部活動の管理運営（会計管理等）
 - ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - ・年間・月間計画の作成
 - ・用具、施設の点検・管理
- 人材確保策として、月額報酬から時間額報酬に変更

令和3年度アンケート

（回答数51校・複数回答）

- 1 部活動指導員の活動内容について
 - 平日の部活動の実技指導・・・・・・・・・・49校
 - 土・日・祝日の部活動の実技指導・・・・・・・・・・43校
 - 学校外での活動（大会・試合等）の引率・・・・・・・・41校
 - 用具・施設の点検・管理・・・・・・・・・・34校
- 2 部活動指導員の配置による効果
 - 指導員が主顧問になることで、教員が他の業務に従事することができるようになった・・・・・・・・27校
 - 学校外の活動の引率を指導員が行うことにより、教員が休みを取得できるようになった・・・・・・・・21校
- 3 部活動指導員の配置における課題について
 - 1日3時間勤務だと土日の大会引率対応が難しい・・・・・・・・11校
 - 学校が求める指導員の人材確保について・・・・・・・・25校

今後の予定

【拡充】

- 令和4年度には市立中学校全校に1名配置と3校の複数配置（計55名）を予定
- 市内大学等への広報など、新たな人材確保策を実施

2-5 専門スタッフの効果的な配置の継続

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
ALT:91人 学校司書:28人	ALT:101人 学校司書:35人	ALT:113人 学校司書:42人	ALT:113人 学校司書:56人
理科支援員、総括学校司書、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフの効果的な配置の継続			

- 外国語指導助手 (ALT) 113 名を市立学校全校に配置。教員とのチーム・ティーチングにより、教員の授業の負担を軽減するとともに、教材や指導案等の作成においても教員の負担を軽減
- 学校司書は 14 名増員し 56 名配置
- 理科支援員は小学校 114 校全校に継続配置

名称	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
外国語指導助手 (ALT)	小・中学校 86 名 高等学校 5 名	小・中学校 96 名 高等学校 5 名	小・中学校 107 名 高等学校 6 名	継続配置
理科支援員	全小学校に配置	継続配置		
学校司書	総括学校司書 21 名 学校司書 28 名	総括学校司書 21 名 学校司書 35 名	総括学校司書 21 名 学校司書 42 名	総括学校司書 21 名 学校司書 56 名
巡回スクールカウンセラー	7 名 (要請のあった小学校を巡回)	継続		
スクールカウンセラー	全中学校に配置	継続配置		全中学校 (年間 40 回) 全高等学校に配置
スクールソーシャルワーカー	各区の教育担当に配置 (8 名)	継続配置		

今後の予定

【拡充】

- 外国語指導助手が、特に小学校学級担任の英語面の不安や教材準備の負担を軽減し、効果的なチーム・ティーチングにつながるよう、更なる研修の充実
- 理科支援員の、小学校 114 校全校での継続配置
- 学校司書の配置拡充 (14 名増員し、70 名配置)
- 巡回スクールカウンセラーの配置拡充 (8 名増員し、月 2 回程度全小学校へ派遣)
- スクールカウンセラーの、各学校における計画的な活用の推進
- スクールカウンセラーの配置時間の増加 (通常校年間 280 時間→294 時間、大規模校年間 343 時間→420 時間)
- スーパーバイザーの増員
- スクールソーシャルワーカーの配置拡充 (3 名増員し、11 名配置)

2-6 法律相談体制の拡充

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
学校法律相談の実施			
配置の検討	法曹有資格者の配置		

- 学校法律相談弁護士（会計年度任用職員（週1日フルタイム勤務））を任用
- 月平均13件の相談（児童間のトラブルや保護者からの苦情への対応方法等）があり、法律的な側面からの助言を行うほか必要に応じて保護者との面談に同席
- いじめ事案及び学校事故事案についての研修など、職員を対象とした研修を8回実施

【相談件数実績】

令和元(2019)年度 117件
 令和2(2020)年度 139件
 令和3(2021)年度 155件

今後の予定

- 学校側の希望に応じ、各学校や区役所への出張相談を実施

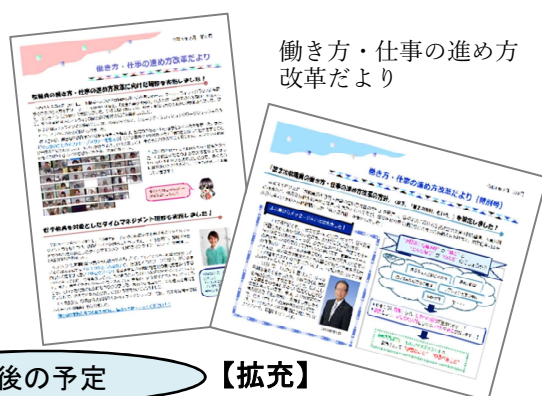
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進

限られた時間で最大限の教育効果を発揮していくためには、教職員が心身共に健全な状態でゆとりを持って子どもたちと向き合えることが必要なことから、教職員自身が安心して、誇りを持って働くことができるよう、勤務時間に対する意識改革や心身ともに健康を維持できる取組を進めていきます。

3-1 教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
働き方・仕事の進め方改革に関する研修の実施			
事例の集約	事例の共有を通じた意識改革		

- 「働き方・仕事の進め方改革だより」を継続的に発行し、時間外勤務の状況、事務局が実施している働き方改革の取組、学校の業務改善事例を紹介
- 本市の教員の勤務状況や方針に基づく取組について、教育だよりかわさきへ掲載する等、保護者や地域の方に向けた周知を実施
- 教職員の意識改革につながる研修を実施
- 学校評価の評価項目のひとつとして、業務改善や教職員の働き方に関する視点を盛り込み、点検・評価を行うことで働き方改革を推進
- 学校の重点目標や経営方針において、学校での業務改善や教職員の働き方に関する視点を経営方針等へ盛り込むことで、学校全体としての組織的な取組を推進
- 人事評価において、学校管理職の学校経営・能力の職務を遂行する上で通常必要な水準の一つとして、「働き方・仕事の進め方改革の視点を持ち、学校運営を進めることができる」を追加
- 退校時刻を意識する取組として、午後8時を最終退校時刻の目安とし、それまでに全教職員が退校することを目指す取組を実施するとともに、各学校でのポスター掲示による啓発や、管理職を中心に学校がワンチームとなる意識の醸成



今後の予定

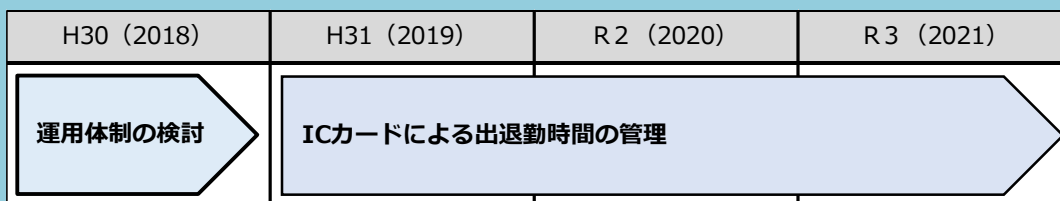
【拡充】



教育だよりかわさき

- 引き続き「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、勤務の状況等を周知
- 教職員の意識改革につながる研修を階層別（学校管理職・中堅・若手）に実施
- 働き方改革に対する意識を高めるため、学校管理職向けの啓発講演等を実施

3-2 出退勤時間の管理

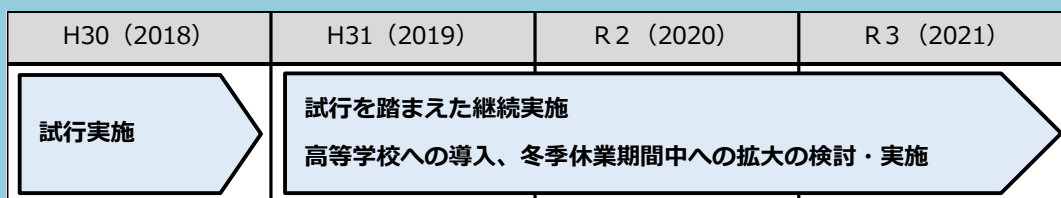


- 平成31年4月からICカードによる出退勤管理の運用を開始
- 令和2年6月に「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の改正及び「川崎市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の制定
- 令和3年8月に令和2年6月に制定した規則に基づき、事後検証を実施
- 令和3年9月から教育職員本人及び管理職が時間外在校等時間（日ごと・月ごとの累計）をリアルタイムで把握し、各教職員の意識改革及び管理職の適切なマネジメントに繋がるよう職員情報システムを改修し、毎月、時間外在校等時間を集計

今後の予定

- 前年度に規則の上限時間を超えた教育職員の事後的な検証を実施しながら、長時間勤務の解消に向けた取組を推進

3-3 学校閉庁日の実施

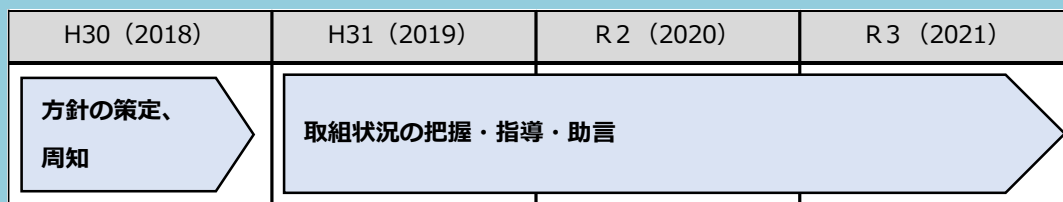


- 令和2年度から高等学校でも同様に設定し、市立学校全校で実施するとともに、夏季休業中（3日間）に加え、冬季休業中（2日間）も実施
- 学校閉庁日はいずれの日も教職員全体の9割以上が休暇等を取得

休暇等取得状況

	8/11	8/12	8/13	12/28	1/4	平均
小学校	98.0%	98.4%	98.9%	97.0%	98.1%	98.1%
中学校	94.7%	95.4%	98.9%	93.7%	95.3%	95.6%
特別支援学校	95.1%	94.9%	97.9%	95.2%	95.9%	95.8%
高等学校	75.5%	75.1%	79.4%	67.6%	72.6%	74.0%
全体	95.6%	96.0%	97.7%	94.2%	95.7%	95.9%

3-4 部活動指導に係る方針の徹底



- 「川崎市立学校の部活動に係る方針」の遵守について周知徹底を図るとともに、各学校において保護者説明会等を開催し、方針を周知し理解を深める取組を実施
- 令和4年3月に市立中学校全校を対象にフォローアップ調査を実施し、学校現場の実態を把握

■ バランスの取れた部活動の運営について（基準）

	平日	土曜日及び日曜日（週末）
週の休養日（※1）	少なくとも1日	少なくとも1日以上
活動時間	2時間程度	3時間程度（※2）
ノー部活動デー	週の休養日以外に月予定の中に設定	
早朝練習（朝練習）	活動時間に含めるものとし、実施する場合は、生徒・家庭・教員の過度な負担とならないよう実施基準を明確にする	

※1 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、事前に振替日を生徒・家庭に周知する。

※2 学校の休業日も同様

フォローアップ調査の状況【令和4年3月】

- ◇ 週当たり2日以上 of 休養日の設定について
「全ての部でできている。」もしくは「概ねできている。」が100%
- ◇ 活動時間、平日は2時間程度、学校休業日は、3時間程度とすることについて
「全ての部でできている。」若しくは「概ねできている。」が100%

- 休日の部活動の地域移行に向けた実践研究を東高津中学校で実施
地域の協力団体から外部指導者を派遣し、顧問が週休日を取得しやすい環境づくりを施行実施
- 課題は、指導人材の確保、参加しやすい環境整備、関係団体の連携協力体制の構築、受益者負担への理解、受け皿となる運営（地域）団体の確保等
国（スポーツ庁）の改革の方向性は、休日の部活動から段階的に地域移行し、地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等

今後の予定

- 今後も学校と連携し、「部活動に係る方針」について保護者へ周知
- 休日の部活動の地域移行について、拠点校で実践研究の効果検証を行い、国の動向を踏まえながら今後の取組を検討・実施

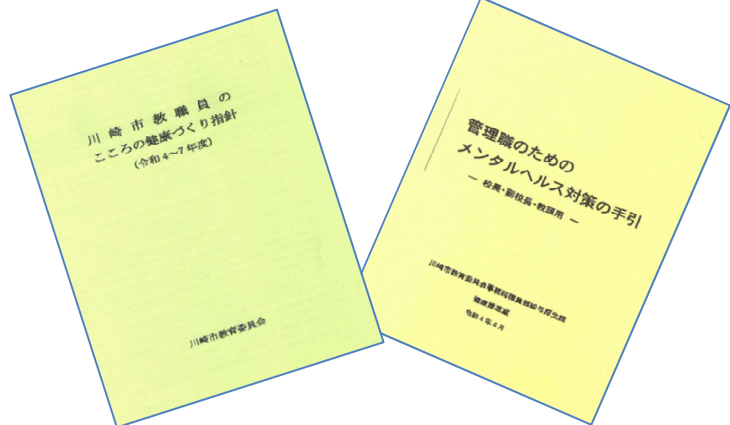
3-5 ヘルスリテラシー（健康決定力）向上の取組

H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
個別相談、健康セミナー、各種研修等による普及啓発			
産業医職場巡視、ストレスチェック等を通じた現状の把握・改善			

- 長時間勤務職員への巡回による産業医面接を実施
- 保健相談員による学校への巡回相談の実施
(新任及び2校目異動者の教員等を対象に51校に巡回。教職員180名面談。)
- 「川崎市教職員のこころの健康づくり指針(令和4~7年度)」策定
(健康管理検討委員会、健康管理検討委員会専門部会開催。教職員安全衛生委員会にて審議し、策定)
- ラインケアの強化・推進に向けた取組
 - ・巡回相談時に保健相談員が管理職と意見交換を行い、健康課題を共有
 - ・階層別研修(総合教育センターとの共催)の実施(「管理職のためのメンタルヘルス対策の手引」周知等)



研修資料



今後の予定

- **各職場の現状把握と職場環境改善に向けた支援**
 - ・産業医職場巡視・ストレスチェック・巡回による産業医面接・保健相談員による巡回面談等
 - ・各職場における安全衛生委員会の取組状況の把握
- **ヘルスリテラシー向上の取組の推進**
 - ・職場ニーズに添った健康教育の実施
- **健康障害防止対策の推進**
 - ・職場の理解を深めるための全中学校への訪問による産業医面接の実施
- **メンタルヘルス対策の推進**
 - ・川崎市教職員のこころの健康づくり指針に基づいた確実な対策の実施
 - ・保健相談員による学校現場での面談(全新任教職員対象)
- **相談しやすい体制の強化**
 - ・学校訪問や身近な会場での相談体制の整備
 - ・オンライン活用による面接

【新規】 多様な働き方の推進

《取組内容等》

- 教育職員等は、勤務の特殊性から1日・半日単位の年次休暇取得が困難なため、時間単位の年次休暇取得5日以内とする上限の見直しが課題
- 多様な働き方の観点から、GIGA 端末を活用した在宅勤務の検討が必要

今後の予定

- 教育職員等の時間単位の年次休暇の取得制限を撤廃（令和4年4月施行済み）
- 学校休業日における在宅勤務によるオンライン研修の実施（令和4年6月施行済み）


【新規】 学年始休業の変更

《取組内容等》

- 管理運営規則において、市立学校の始業日は毎年4月5日とされ、年度により、新学期開始に向けた準備時間の十分な確保が困難

【変更前】 令和4年度4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

始業日は5日（平日2日）



【変更後】 令和4年度4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

始業日は6日（平日3日）

今後の予定

- 新年度初日の4月1日から始業日までの平日を最低3日間確保するため、令和4年度、学年始休業変更の試行を実施し、規則の見直し等を含め検討を実施

【資料】これまでの取組状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	番号
本市の主な動向	・川崎市 教職員の勤務実態調査実施（10月）【国は28年度】	・「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」策定（2月）		・川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例改正 ・川崎市立学校の教育職員業務量の適切な管理等に関する規則制定 ・「45時間を超える教職員を減少させていく」を目標に追加	・「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」策定（3月）	
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備	・ICTを活用した一斉メール配信による保護者への情報提供やアンケートの実施（平成18年度～）					1
		・教育委員会事務局と学校間における特殊共有サーバーの新設（4月）				7
			・専門的知見を活用した業務改善（小杉小）	・専門的知見を活用した業務改善支援（大師中・橋中・柿生中）	・専門的知見を活用した業務改善支援（小学校14校、中学校7校）	1
			・業務改善推進校支援（京町小・西梶ヶ谷小・下布田小・西生田小）	・業務改善の好事例集を全校へ配布（6月）	・業務改善推進校の活動報告動画の共有（5月）	1
			・就学援助事務のシステム化（4月）			3
			・地域住民等との連携（コミュニティ・スクール拡充：10校→15校）	・地域住民等との連携（中学校区学校運営協議会の拡充（新たに3つの中学校区）、コミュニティ・スクール拡充（21校））	・地域住民等との連携（中学校区の“連携型”を設置（7校）、コミュニティ・スクール拡充（28校））	4
			・研修体制の見直し（e-ラーニングの活用、集合研修回数削減、校内研修充実のためのガイドブック配布等）	・研修体制の見直し（動画配信、双方向でのやり取りができるWEB会議システムなどICTの活用）		6
			・学校ごとの共有フォルダ（ローカルフォルダ）の新設			7
			・留守番電話の設置（小学校113校及び特別支援学校4校）（10月）	・留守番電話の設置（はるひ野小及び中学校52校）（10月）		8
				・全市立学校へモバイル端末（スマートフォン）の設置		1
				・特別支援学校スクールバスの増車		1
				・ICTを活用した欠席連絡システムの導入（3月）		1
				・新校務支援システム導入		5
				・学校宛て調査の見直し（廃止、統合、様式等の改善）		7
				・押印の見直し等に関する通知（3月）		新
					・特別支援学校スクールバスへの位置情報管理システム（GPS）を搭載	1
				・学校等ウェブサイトのCMS導入	1	
				・教職員が出席する会議等の精選	1	
				・学校給食費公会計化実施	2	
				・GIGA端末の導入 ・不登校児童向け「オンライン学習サービス」試行	新	

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	番号	
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保	・県費教職員給与等の市費移管に伴う教職員配置の工夫	・教職員配置の工夫（加配定数の拡充、活用）				1	
	・学校事務職員の「学校業務相互支援事業」					2	
		・教職員事務支援員の試行配置（小学校3校）	・教職員事務支援員の配置拡充（小中学校28校）	・教職員事務支援員の配置拡充（小中学校76校へ配置後、新型コロナウイルス感染症対策に伴う国の補正予算を活用し、障害者就業員と併せて、全小中学校へ配置）	・教職員事務支援員又は障害者就業員の全小中学校への配置継続		3
		・部活動指導員の配置（中学校3校）	・部活動指導員の配置拡充（中学校7校）	（中学校26校予定→22校）	（中学校52校予定→51校）		4
		・専門スタッフの配置拡充（ALT）91人（理科支援員）全小学校（総括学校司書）21人（学校司書）28人（巡回スクールカウンセラー）7人（スクールカウンセラー）全中学校（スクールソーシャルワーカー）8人	（ALT）101人（学校司書）35人	（ALT）113人（学校司書）42人	（ALT）113人（学校司書）56人（SC）全中学校・全高等学校		5
			・法律相談体制の構築（弁護士の非常勤職員を配置）	（弁護士の会計年度任用職員を配置）			6
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進	・文科省学校業務改善アドバイザー派遣事業（研修実施（2回））	（研修実施（4回））	（研修実施（4回））		・働き方・仕事の進め方改革に向けた研修の実施（8月・在宅勤務可） ・若手教員へのタイムマネジメント研修の実施（12月）	1	
		・「川崎市立学校の部活動に係る方針」策定（5月）			・休日の部活動の地域移行に向けた検討	4	
			・「働き方・仕事の進め方改革だより」発行（年3回程度）			1	
			・ICカードによる出退勤管理運用開始（4月）		・前年度上限時間を超えた教職員の事後的な検証を実施	2	
			・学校閉庁日実施（年間3日夏季のみ、小中特別支援学校）	・学校閉庁日実施拡充（年間5日夏季3日、冬季2日、全市立学校）		3	
			・ヘルスリテラシー向上の取組（学校の健康課題に応じた取組:9校）	（巡回による長時間勤務者への産業医面接及び保健相談員による巡回相談開始）	（産業医の増員:3名→4名）	5	
					・働き方改革の視点を踏まえた人事評価、学校評価の実施及び学校経営方針の策定	1	
					・退校時刻を意識する取組（原則最終退校時刻20時・ポスター原画配布）	1	
					・長期休業期間の在宅勤務によるオンライン研修の試行実施（夏季:13件、冬季:3件）	新	